平成23年12月20日　第5回社会保障・税一体改革作業チーム資料

資　　料

〔適正転嫁への取組みと価格表示〕

平成２３年１２月２０日

財　　務　　省

消費税：適正転嫁への取組み

○　平成元年４月の消費税の導入時及び平成９年４月の消費税率の引上げ時においては、各省庁が連携して、適正転嫁のための広報・相談活動、事業者の優越的地位の濫用防止に向けた取組み、便乗値上げ防止のための取組み等を実施。

○　今般の消費税率の引上げにあたっては、段階的な引上げになることも踏まえ、円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、より徹底した対策を講じていくことが必要。

（参考）平成９年の消費税率の引上げの際には、平成９年１月、内閣に「税制改革実施円滑化推進本部」を設置し、政府が一丸となって、広く国民に向けた広報・相談に取り組む方針を確認するとともに、各省庁の取組み状況等についてフォローアップする体制を整備。

＜平成９年の税率引上げの際における取組みの例＞

①　旧大蔵省・国税庁においては、全国の国税局・税務署等を通じて、事業者向けの説明会の開催、相談窓口の設置、ポスター・リーフレットの作成、新聞広告の掲載等。

②　公正取引委員会においては、「消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方」を作成し、周知徹底等。

③　中小企業庁においては、中小企業向けのポスター・リーフレットの作成や相談窓口の設置、講習会の開催等。

④　旧自治省においては、地方公共団体向け説明会の開催やインターネット等による広報の実施等。

⑤　上記以外の各省庁においても、関係業界に対して円滑かつ適正な転嫁の指導等を行った。

○　例えば、以下のようなケースについては、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等に基づき厳正に対処する必要。

ケース１　仕入代金の減額

・自己の得意先に税率引上げ分を転嫁できないことを理由として、仕入先に対して代金から消費税分の減額を強要すること。

ケース２　買いたたき

・仕入先に対する税率引上げ後の代金の額を、税率引上げ分を上乗せしない額で定めること。

ケース３　購入強制

・仕入先に対して自社商品を購入することなどを条件として、代金の消費税率の引上げ分の上乗せに応じること。

消費税：価格表示

１．事業者間取引における価格表示

○　事業者間の取引（ＢtoＢ取引）における価格表示（値決めの方式）については、特段の規制はなく、内税、外税いずれの方式も認められている。

商慣習上は「外税方式」が一般的であるが、業種によっては、取引ごとに価格交渉における表示方式の違いが存在し、一部に混乱が生じているとの指摘もある。

○　関係省庁においては、事業者からの相談や指導に適切に取り組んでいく必要があるが、特に、独禁法上の「優越的地位の濫用」に該当するようなケースを未然に防止するため、関係省庁が一丸となって対応に当たる必要がある。

（注）事業者間の取引（価格交渉）の表示方式の違いが、直ちに事業者の間に有利・不利を生じさせるものではないと考えられるが、取引先との力関係により不当な価格引下げ等が行われる場合は、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法等により対応。

２．消費者に対する価格表示

○　ＥＵ諸国においては、消費者保護の観点から、付加価値税相当額を含めた支払総額の表示を義務付け。

（注）ＥＵ諸国においては、消費者に対する価格表示について、欧州理事会の「消費者向け商品価格表示に関す

る消費者保護についての指令」において「総額表示」とすることが規定されており、ＥＵ各国においては、消費者保護法などの価格表示に関する規制により「付加価値税相当額を含めた支払総額を表示すること」が義務付けられている。

○　我が国においても、平成 16 年 4 月から、消費税法において消費者に対する「総額表示」が義務付けられることとなったが、これは、

①　消費者はレジで請求されるまで最終的にいくら支払えばいいのかわからない、

②　「内税方式」の店と「外税方式」の店が混在していたため消費者が価格の比較をしづらい、

といった状況にあったことを踏まえ、こうした消費者の煩わしさを解消することが国民の消費税に対する理解を深めることになるとの考え方の下で実施されたもの。

〔総額表示の例〕

- **10,290 円**
- **10,290 円（税込）**
- **10,290 円（本体価格 9,800 円）**
- **10,290 円（うち税 490 円）**
- **10,290 円（本体価格 9,800 円、税 490 円）**

※　税込みの支払総額が表示されていれば、本体価格や税額の明示も可。

○　「総額表示」の義務付けは消費者の利便性を考え実施したものであり、すでに、消費者の間では広く定着。

「総額表示」の義務付けをなくすことについては、レジで思いがけない税額を請求されたり、商店間の価格の比較がしづらくなったりすることで、消費者に混乱が生じるおそれがあることに留意する必要。

（注）税率が高くなれば、こうした混乱のおそれは一層大きくなるが、特にスーパーなどでは「（税込みの）総額」のみを表示しているところも多く、新たに「外税方式」で表示する店が出てくれば、消費者の混乱は避けられないと考えられる。

○　「総額表示」でなければ、総額表示が義務付けられているＥＵ諸国をはじめ、国際基準からも外れてしまうことになる。

○　上記のほか、以下のような論点にも留意が必要。

- 「外税方式」のほうが転嫁しやすいとの見方もあるが、価格面での競争がなくなるわけではないことから、一概に転嫁しやすいとは言えないと考えられる。

- 多くの事業者は総額表示を前提としたレジシステム等を導入しており、これを変更する場合には多額のコストが生じる。

- 自動販売機、公共交通、郵便料金、コインパーキング、フリーマーケット、縁日での屋台など、そもそも外税方式での価格表示がなじまないものが数多くある。

欧州諸国における価格表示

（対最終消費者）

	フランス	ドイツ	イギリス	イタリア
表示方式	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示
標準税率	19.6%	19%	20%	20%
付加価値税導入年	1968 年	1968 年	1973 年	1973 年

	フィンランド	デンマーク	スウェーデン	オーストリア
表示方式	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示
標準税率	23%	25%	25%	20%
付加価値税導入年	1994 年	1967 年	1969 年	1973 年

（注）ＥＵ諸国においては、消費者に対する価格表示について、欧州理事会の「消費者向け商品価格表示に関する消費者保護についての指令」において「総額表示」とすることが規定されており、ＥＵ各国においては、消費者保護法などの価格表示に関する規制により「付加価値税相当額を含めた支払総額を表示すること」が義務付けられている。

（備考） 各国の表示方式については、各国日本大使館等調べ（2004 年）。税率は 2011 年 1 月現在。

消費税に係る総額表示の根拠規定

○　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（価格の表示）

第六十三条の二　事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。）を行う場合（専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。）において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（抄）

（定義）

第二条　省　略

２～８　省　略

９　この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四　省　略

五　自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ　継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ　継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ　取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六　省　略

（不公正な取引方法の禁止）

第十九条　事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

（排除措置）

第二十条　前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除その他当該行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

（優越的地位の濫用に係る課徴金）

第二十条の六　事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

（国際的協定等、事業者団体の禁止行為、確定排除措置命令・審決違反の罪）

第九十条　次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二　省　略

三　排除措置命令又は第六十五条若しくは第六十七条第一項の審決が確定した後においてこれに従わないもの

○　下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）（抄）

（親事業者の遵守事項）

第４条　親事業者は，下請事業者に対し製造委託等をした場合は，次の各号（役務提供委託をした場合にあつては，第１号及び第４号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，下請事業者の給付の受領を拒むこと。

二　下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

三　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，下請代金の額を減ずること。

四　下請事業者の責に帰すべき理由がないのに，下請事業者の給付を受領した後，下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五　下請事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額を不当に定めること。

六　下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き，自己の指定する物を強制して購入させ，又は役務を強制して利用させること。

七　親事業者が第１号若しくは第２号に掲げる行為をしている場合若しくは第３号から前号までに掲げる行為をした場合又は親事業者について次項各号の一に該当する事実があると認められる場合に下請事業者が公正取引委員会又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として，取引の数量を減じ，取引を停止し，その他不利益な取扱いをすること。

２　省　略

○　下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）（全部改正：平成 15.12.11 公正取引委員会事務総長通達第 18 号）

第４親事業者の禁止行為

３　下請代金の減額

(1)法第四条第一項第三号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。

下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、

ア 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

イ 下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

ウ 支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。

エ 下請事業者と合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。

等も含まれる。